

NPOなど新たな事業・雇用の  
担い手に関する研究会  
第5回 組織面

平成26年8月  
中小企業庁

# 研究会 これまでの組織面の議論

## 事務局の提示

### <課題>

- ☆内部留保で資金を残し再投資するという発想が少ない。
- ◇それぞれのNPO法人の規模が小さいものが多い。

### <方向性>

#### ☆NPOの会計手続

- ✓ フランチャイズ展開をする場合に受け取るロイヤリティ収入や、内部留保の扱いについて、会計基準、税務処理の観点から、阻害要因はないか。

#### ◇事業体としての信頼性の確保・組織化

- ✓ 様々なNPO法人の統合や、会社法人との事業面での統合を図ったりする上で制度的な阻害要因はないか。

#### ◇法人形態を横断した施策の実施

- ✓ NPO法人に限定せず、広く様々な法人を対象とすべきではないか。

## これまでの組織面の議論

- ・ NPO法人のなかに新たな類型として、出資型(配当禁止、もしくは少額配当、出資の多寡だけでなく定款により議決権を付与できるLLC型)をつくって欲しい。
- ・ NPO法人を中心に議論しているが、非営利法人全体を対象に検討をお願いしたい。NPO法人は年間3千程度の設立に対して、一般法人は1万程度ある。
- ・ 法人形態で支援をわけのではなく、イギリスのように実態調査を行い社会的企業の基準を定義づけたように、客観的な基準をもうけ支援対象を特定すべき。
- ・ NPO法人の中には、社会にインパクトを与えるような成長を目指す法人がある一方で、多様な働き方・関わり方を求める人の受け皿として地域の身近な課題に取り組む法人がある。

## 新たな担い手となる法人の状況

- 法人数は、株式会社が年間6万件を超えて増加しているが、その一方で、合同会社（営利法人）、一般社団法人（非営利法人）が右肩あがりが増えてきている。
- NPO法人の設立（認証）は、ここ数年はピーク時の約1／3の増加となっている。

### ●法人形態別 増減数（設立登記数－解散登記数・暦年）

法人形態	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
株式会社	56,178	73,891	62,659	61,430	61,438	63,801	63,754	65,239
合同会社	3,381	5,922	4,939	5,059	6,358	8,311	9,857	13,349
合名会社	▲ 86	▲ 101	▲ 108	▲ 95	▲ 103	▲ 46	▲ 32	▲ 17
合資会社	▲ 60	▲ 497	▲ 513	▲ 424	▲ 491	▲ 269	▲ 413	▲ 386
一般社団法人	—	—	201	1,802	2,133	2,351	3,093	3,248
一般財団法人	—	—	30	50	6	▲ 50	▲ 108	▲ 738
有限責任事業組合契約 <sup>(※1)</sup>	1,352	927	675	525	417	307	340	298
中小企業等協同組合 <sup>(※2)</sup>	▲ 708	▲ 470	▲ 525	▲ 1,018	▲ 718	▲ 631	▲ 912	▲ 616
協業組合 <sup>(※3)</sup>	▲ 18	▲ 37	▲ 22	▲ 193	▲ 29	▲ 18	▲ 26	—
NPO法人 <sup>(※3)</sup>	4,721	3,254	2,823	2,540	2,653	2,754	2,402	1,444
社会福祉法人 <sup>(※3)</sup>	36	177	49	53	519	161	163	221

※1 有限責任事業組合契約の増減（＝効力発生登記数－解散登記数）

※2 中小企業等協同組合法に基づく法人（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合）

※3 協業組合、NPO法人及び社会福祉法人は各年度末の法人の増減数（年度末法人数－前年度末法人数）。

なお、協業組合の平成25年度増減は現在調査中のため不明。

# 新たな担い手となる法人の比較①（法人形態）

- NPO法人は、設立要件として社員10人以上を必要とし、他の法人形態に比べガバナンスが強化されている。

法人名	特定非営利活動法人(認定含む)	一般社団法人(非営利型)	一般財団法人(非営利型)	一般社団法人(その他)	一般財団法人(その他)	公益社団法人	公益財団法人	社会福祉法人	株式会社	合同会社	中小企業等協同組合	協業組合
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律				公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		社会福祉法	会社法	会社法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
法人形態	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	非営利	営利	営利	営利	営利
目的事業	特定非営利活動(NPO法別表の20分野)を主目的	目的や事業に制約はなく、公益事業、収益事業、共益事業等可				事業の種類(23事業)及び実施方法が公益認定の基準を満たす法人		社会福祉事業	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	組合員への直接の奉仕、経営合理化、経済活動の機会の確保	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
設立方法	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款(非営利性が徹底した定款)認証後に登記して設立(準則主義)		公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)		独立した委員会等の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が認定		所轄庁の認可後に登記して設立	公証人役場による定款認証後に登記して設立(準則主義)	登記して設立(定款認証不要・準則主義)	所轄庁の認可後に登記して設立	所轄庁の認可後に登記して設立
設立要件	社員10人以上(常時)	社員2人以上	拠出財産300万円以上	社員2人以上	拠出財産300万円以上	社員2人以上	拠出財産300万円以上	一定規模以上の資産	資本の提供	1人以上	4人以上(個人若しくは事業者)	4人以上の事業者
議決権	1社員1票	1社員1票	1評議員1票	1社員1票	1評議員1票	1社員1票	1評議員1票	理事会	出資比率による	定款で自由決定	1人1票	平等(ただし出資比例の議決権も可)
最高議決機関	社員総会	社員総会	評議員会	社員総会	評議員会	社員総会	評議員会	理事会	株主総会	定款で自由決定	社員総会	社員総会
役員	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事不設置も可 大規模は会計監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事1人以上 監事不設置も可 大規模は会計監査人が必要	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上 評議員3人以上	理事6人以上 監事2人以上 原則として理事の2倍超の評議員	取締役1人以上(監査役設置は任意)	自由に決定(選任しなくても設立可能)	理事3人以上 監事1人以上	理事3人以上 監事1人以上
代表権	理事	理事	理事	理事	理事	代表理事	代表理事	理事	取締役1人以上(監査役設置は任意)	社員	代表理事	代表理事
剰余金の扱い	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できない	分配できる	定款で自由に決定	利用分量配当又は出資配当	定款で定める場合を除き出資配当
法定設立費用	無料	11万円(※①+②)	11万円(※①+②)	11万円(※①+②)	11万円(※①+②)	0円	0円	0円	24万円以上(※①+②+③)	10万円以上(※①+③)	0円	0円

※ 法定設立費用=①定款印紙代+②定款認証手数料+③設立登記登録免許税(電子認証の場合は定款印紙代4万円が不要)

※ 一般社団・財団法人(非営利型):非営利性が徹底(剰余金の分配を行わない等)された法人又は共益的(社員に共通する利益を図る)活動を目的とする法人

## 新たな担い手となる法人の比較②（税制）

- 税制上の優遇措置（見なし寄付金損金算入）がある認定NPO法人を除き、NPO法人と会社法人は税制上の差はあまり見られない。 ※ 参考：H26.4月末 NPO法人数49,042、認定NPO法人数641

法人名	特定非営利活動法人 （認定を含む）	一般社団法人(非営利型) 一般財団法人(非営利型)	一般社団法人(その他) 一般財団法人(その他)	公益社団法人 公益財団法人	社会福祉法人	株式会社	合同会社	中小企業等協同組合	協業組合
課税対象	収益事業に係る所得	収益事業に係る所得	全所得	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	収益事業に係る所得	全所得	全所得	全所得	全所得
法人税	25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））	25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））	25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））	25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））	19%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））	<b>25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））</b>	25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））	19%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1・4））	25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%（注1））
法人事業税 [所得割]	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	全所得に課税	全所得に課税	全所得に課税
法人事業税 [外形標準課税]	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が1億円超の法人を対象に課税	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が1億円超の法人を対象に課税	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が1億円超の法人を対象に課税	所得課税される法人で事業年度終了日の資本金又は出資金の額が1億円超の法人を対象に課税
法人住民税 [均等割(年額)]	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で免除措置有り)	最低税率(収益事業を行わない場合について、一部自治体で免除措置有り)	最低税率	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	最低税率	課税	課税	課税	課税
法人住民税 [法人税割]	収益事業に係る法人税額に課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得に課税	・収益事業に係る所得 ・公益目的事業は収益事業でも非課税	収益事業に係る法人税額に課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税	全所得課税
見なし寄付金 損金算入 限度額(注2)	認定(仮認定を除く)特定非営利活動法人に限り、次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし	次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②公益目的事業の実施に必要な金額	次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし	なし	なし
金融資産収益 [法人税]	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税	収益事業から生じるもののみ課税	収益事業から生じるもののみ課税	課税	課税	課税	課税
金融資産収益 (注3)[所得税(源泉徴収)]	課税(あり)	課税(あり)	課税(あり)	非課税(なし)	課税(あり)	課税	課税	課税	課税

注1 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される

注2 「見なし寄附金」とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合には、その支出した金額を寄附金額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるもの。

注3 法人税の課税対象となる利子・配当等の金融資産収益については、所得税額控除又は所得税額の還付の規定の適用あり。

注4 企業組合は25.5%（所得金額年800万円以下の金額は15%）。

# 新たな担い手となる法人の比較③（会計制度）

- NPO法人の会計基準は、NPO法人の特殊性(寄附・ボランティア)を会計に取り込むための基準を定めているだけで、会計処理については会社法人と大きな違いはない。

法人名	特定非営利活動法人 認定特定非営利活動法人	一般社団法人 一般財団法人	公益社団法人 公益財団法人	社会福祉法人	株式会社・合同会社 (その他会社法に基づく法人)	中小企業等協同組合	協業組合
根拠法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	社会福祉法	会社法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
作成義務 ○: 根拠条文 ◇: 計算書類	○法第28条第1項 ◇活動計算書 ◇貸借対照表 ◇財産目録	○法第123条第2項(一般社団法人) ○法第199条(一般財団法人) ◇事業報告 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇附属明細書	(左記の一般社団法人及び一般財団法人の作成義務に加え下記が追加) ○法第21条第2項 ◇財産目録 ◇キャッシュフロー計算書	○法第44条第2項 ◇事業報告書 ◇収支計算書 ◇貸借対照表 ◇附属明細書 ◇財産目録	○法第435条第2項 ◇事業報告 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇株主資本等変動計算書 ◇個別注記表 ◇附属明細書	○法第40条第2項 ◇事業報告書 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇剰余金処分案又は損失処理案	○法第5条の23 ◇事業報告書 ◇損益計算書 ◇貸借対照表 ◇剰余金処分案又は損失処理案
会計基準	NPO会計基準	一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。(法施行規則第21条)	公益法人会計基準	社会福祉法人会計基準	中小会計要領	中小企業等協同組合会計基準	中小企業等協同組合会計基準
会計基準で追加された計算書類	◇財務諸表の注記	—	◇財務諸表の注記 ◇正味財産増減計算書(法人の正味財産の全ての増減内容を明瞭に表示)	◇財務諸表の注記 ◇事業活動計算書(当該年度の純資産の全ての増減内容を明瞭に表示)	◇個別注記表 ◇株主資本等変動計算書(当該年度の株主資本の全ての増減内容を明瞭に表示) ◇製造原価明細書	◇注記表 ◇脱退者持分払戻計算書 ◇連結決算関係書類 ◇非出資商工組合の決算関係書類	◇注記表 ◇脱退者持分払戻計算書 ◇連結決算関係書類 ◇非出資商工組合の決算関係書類
基準作成者	NPO会計基準協議会(2009年3月、会計基準策定のため全国のNPO支援センターにより結成された任意団体)	—	内閣府公益認定等委員会	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁	経済産業省 中小企業庁
会計基準の特殊性	◇特定非営利活動に係る事業の他に、その他の事業を実施している場合には、 <b>活動計算書において当該その他の事業を区分して表示しなければならない。</b> ◇使途が特定された寄付、現物寄付、無償によるサービスの受入及びボランティアによる役務の提供等の <b>NPO法人と支援者との関係を、会計報告の中に積極的に取り入れること。</b>	—	◇収支相償の原則(※1)、公益目的事業比率(※2)、公益目的支出計画などの情報の基礎とするために、貸借対照表、正味財産増減計算書に内訳を求めなければならない ※1 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない ※2 100分の50以上＝公益実施費用額/(公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額)	◇財務諸表(収支計算書、事業報告書及び貸借対照表)作成に関して、 <b>社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分を設けなければならない。</b> ◇財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して <b>会計の拠点の区分を設けなければならない。</b> また、その拠点で実施する事業内容に応じて区分を設けなければならない。	◇金融商品取引法の規制の適用対象会社及び会社法上の会計監査人設置会社を対象に作成したものではなく、 <b>中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目(税効果会計、組織再編の会計等を除く)に絞って、簡潔な会計処理等を示している。</b>	◇平成19年の「改正組合法」が施行されるまで、各種中小企業組合の根拠法等に会計処理等に関する作成基準が明記されていなかったため、昭和27年に中小企業庁長が中小企業組合の会計に関する規範として「中小企業等協同組合経理基準」を制定。(平成13年に現在の名称に改名)	◇平成19年の「改正組合法」が施行されるまで、各種中小企業組合の根拠法等に会計処理等に関する作成基準が明記されていなかったため、昭和27年に中小企業庁長が中小企業組合の会計に関する規範として「中小企業等協同組合経理基準」を制定。(平成13年に現在の名称に改名)

## 新たな担い手となる法人の特徴(非営利性)

- NPO法人を初めとする非営利法人は、構成員への利益の分配を目的としていないため、内部留保や残余財産の取扱いは制限され、原則、事業活動に充てなければならない。

### ○NPO法人

- 特に内部留保の額の制限なし。ただし、内部留保は特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。
- NPO法人は、他のNPO法人としか合併できない。
- 残余財産の分配については、定款に定めることにより、NPO法人、公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国、地方公共団体に帰属させることができる。

### ○一般社団・財団法人

- 特に内部留保の額の制限なし。
- 一般社団法人は他の一般社団法人と、一般財団法人は他の一般財団法人としか合併できない。
- 残余財産の帰属は、定款に定めるところによる。(社員・設立者には分配できない。)

### ○公益法人

- 内部留保は、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましい。
- 公益社団法人は、他の公益社団法人と、公益財団法人は、他の公益財団法人としか合併できない。
- 残余財産は、定款に定めるところにより類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人等、地方独立行政法人、国、地方公共団体に分配可能。

### ○社会福祉法人

- 特に内部留保の額の制限なし
- 社会福祉法人は、他の社会福祉法人としか合併できない。
- 残余財産は、定款に定めるところにより、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者にのみ分配可能。

※ 参考:非営利法人の解散及び清算は、破産法の手続による。

## 特定非営利活動法人(NPO法人)の様々な制約

- NPO法人は、設立段階から設立後も、事業活動において様々な制約がある。
- また、所轄庁が、3年以上事業報告書を提出しないNPO法人に対し認証の取り消しできる強い権限を有しており、NPO法人は他の法人形態に比べ外部からの監督が厳しい。

### ○認証(設立)段階の制約

- 全体の事業活動に占める特定非営利活動の割合が、過半を占めること。
- 収益事業の支出規模は、総支出額の2分の1以下であること。
- 収益事業が赤字でないこと。
- 収益事業の収益は全額、特定非営利活動に繰り入れ、特定非営利活動のために使用すること。
- 管理費は、NPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員及び職員の報酬など、NPO法人内部に還元される傾向の強い経費であることから、少なくとも総支出額の2分の1以下にとどめることが必要

### ○監督(設立後)段階で報告徴収等を行う対象となる基準

- 特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2年連続して総支出額の3分の1以下である場合
- 収益事業が2年連続して赤字計上されている場合
- 収益事業の収益を2年連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合
- 管理費の総支出額に占める割合が、2年連続して3分の2以上である場合

### ○設立の認証の取消し

- 所轄庁は、特定非営利活動法人が、三年以上にわたって特定非営利活動促進法第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。(認証取消後、所轄庁が法務局に解散の嘱託登記を行うことで、所在地を管轄する裁判所の監督下のもと精算手続きが行われる。)

( 参考:平成26年6月30日現在 NPO法人累計解散数8934法人、累計認証取消2001法人)

## 組織面の課題①(中小企業政策におけるNPO法人の取扱い)

- これまでの議論を踏まえ、収益事業を活動の中心として取り組む事業型NPO法人は、地域において多様な主体と連携し、事業活動により地域の需要と雇用を創出しているという実態において中小企業と同等の活動を行っている。
- また、NPO法人は、認定NPO法人を除き税制面において中小企業と大きな違いはなく、ガバナンスにおいても法人設立要件に社員10人を必要としており、中小企業よりも強い。
- 以上のことを踏まえ、例えば次の条件を満たす事業型NPO法人について、中小企業と同等とみなして中小企業政策を適用することはできないか。
- ① 特定非営利活動で継続した収益事業(課税事業かつ自主事業)を行っていること。
  - ② ①の収益事業からの収益により雇用を創出していること。
  - ③ 多様な主体と連携し、地域の課題解決や活性化に繋がる活動を行っていること。
  - ④ 市場の競争において有利となる税制上の恩典を有していないこと。
- 中小企業施策において、地域の課題解決や活性化といった社会貢献性(社会性)を新たな評価軸とし取り込むことで、新たな施策や支援のあり方を検討できないか。

### 関係者のコメント

- ・ 支援対象の客観的な基準の線引きが必要であること、事業性や社会貢献性について投資効果の測定方法を定めることが重要。(支援機関)
- ・ 地域の活性化にNPOが必要とされるのは、事業型NPO法人の場合、雇用の拡充が見込まれ、従来にない新しい社会的価値のある魅力的なサービスを提供している点。(支援機関)

## 組織面の課題②(NPO法人以外の非営利法人)

○ NPO法人以外の非営利法人についてもNPO法人と同様に、次のような制度面(税制上の恩典等)と実態面(収益事業の有無・雇用の創出の有無)で中小企業政策の対象に含めるか検討していくことができるのではないか。

- ① 継続した収益事業(課税事業かつ自主事業)等を主たる事業としていること。
- ② ①の収益事業等からの収益により雇用に創出していること。
- ③ 多様な主体と連携し、地域の課題解決や活性化に繋がる活動を行っていること。
- ④ 市場の競争において有利となる税制上の恩典を有していないこと。
- ⑤ 継続の見込みのない委託事業収入、寄附及び助成金に収入源を依存していないこと。

### 関係者のコメント

- ・ 地域経済の活性化には営利が得意とするビジネス面と非営利の得意とする社会的価値の創造面がお互いに競争することで、その相乗効果が地域の活性化につながる。(支援機関)
- ・ 中小企業の大半が利益をだせておらず、営利・非営利の違いが次第に無くなってきているのではないか。(金融機関)
- ・ 中小企業にもソーシャルビジネスを展開する事業者が増えており、NPO法人にだけ焦点があたるのではなく、広い観点で政策のご検討をお願いしたい。(金融機関)